

2025年12月23日

各 位

会 社 名 ホウライ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 小野 直樹
(コード9679 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執行役員総務部長 山崎 健一
T E L 03-6810-8100

取締役に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 割当日	2026年1月23日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 4,073株
(3) 割当予定先	当社の取締役 5名 4,073株
(4) その他	本自己株式処分については、処分価額の総額が1,000万円以下となりますので、金融商品取引法による有価証券届出書及び有価証券通知書は提出しておりません。（※） ※ 本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法202条の2）、公正な評価額として、本日開催の取締役会決議の日の前営業日（2025年12月22日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（1,830円）に上記の処分する株式数を乗じた金額（7,453,590円）を基礎として算出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年11月20日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「RS制度」といいます。）及び事後交付型業績連動型株式の付与のための報酬制度（以下「PSU制度」といいます。）を導入することを決議しました。

RS制度及びPSU制度は、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対してRS制度及びPSU制度に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずに無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の新株式の発行若しくは自己株式の処分（以下、総称して

「交付」といいます。) を行い(以下「無償交付方式」といいます。)、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社の普通株式(譲渡制限付株式)を交付することにより(以下「現物出資方式」といいます。)、報酬を支給するものです。

当社は、2025年12月23日開催の第142期定時株主総会において、RS制度及びPSU制度に基づき交付される当社の普通株式の総数及び総額(現物出資方式の場合は支給される金銭報酬債権の総額)は、無償交付方式と現物出資方式を併せて、合計2万株以内及び合計年額1億円以内とすること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

RS制度の概要については、以下のとおりです。

<RS制度の概要>

RS制度は、対象取締役が、譲渡制限付株式の交付時点から当社株主としての地位を有することで、株価及び株主還元の意識並びにこれらを実現するための持続的な経営の安定及び企業価値向上への意識を早期に醸成させることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与する報酬制度です。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、無償交付方式又は現物出資方式により、当社の普通株式(譲渡制限付株式)の交付を受けるものとします。

①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

さらに、上記の方法による当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、RS制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の取締役会の決議に基づいて、取締役5名に対し、無償交付方式により、取締役としての職務執行の対価として、当社の普通株式合計4,073株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 謾渡制限期間

対象者は、2026年1月23日（割当日）から当社の取締役、顧問及び参与のいずれの地位も喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 謕渡制限の解除条件

対象者が、2026年1月23日（割当日）から2026年9月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役の地位（以下「本地位」という。）にあることを条件として、本謹渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、謹渡制限を解除する。ただし、対象者が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、謹渡制限期間の満了時において、2026年1月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、謹渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、謹渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、謹渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、謹渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、謹渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した謹渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

謹渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2026年1月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、謹渡制限を解除する。

以上